

特記仕様書

1 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

ア 収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

イ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(2) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

なお、実施数量に0.1 m³以上の増減がある場合は変更契約を行う。

種類：汚泥

予定数量：6 m³

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前記(2)の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、次のとおり処分するものとする。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

(4) 最終処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

(5) 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

2 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供するものとする。
- (2) 受注者は、当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報が、前記の規定により発注者から提供された情報（仕様書含む）以外にある場合は、あらかじめ発注者にその情報について確認しなければならない。この場合、発注者は書面をもって受注者に提供する。
- (3) 発注者は、委託契約期間中、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

なお、通知する場合の性状等の変動幅については、あらかじめ発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

3 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

4 委託業務終了報告

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票及びE票で代えることができる。また、受注者は、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第12条第1項に規定する委託業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

5 業務の一時停止

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知するものとする。発注者は、受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間は、受注者に新たな処理の委託は行わないものとする。
- (2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

6 委託契約金額・支払い

発注者は、受注者から公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第13条第1項の規定による委託契約金額の請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

7 契約の解除

- (1) 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- (2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

⑦ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

⑧ 前記⑦に掲げる業務を受注者が行うことが困難、又は受注者に行わせることが不相当と発注者が判断した場合は、受注者は業務を停止し、その産業廃棄物を発注者に引き渡さなければならない。

⑨ 前記⑧において、発注者はその産業廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用を受注者に請求することができる。

イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

産業廃棄物の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

8 契約期間

この契約は、有効期間を契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までとする。